

平成23年第3回定例会 環境農政常任委員会

平成23年12月20日

佐々木委員

私の方からは、この対話の広場についてちょっと最初にお聞きしておきたいと思います。

来年からということなのですが、いつどこでまず行われる予定なのか、それをまずお願いします。

資源循環課長

現時点におきましては、まずかながわ環境整備センターでの焼却灰の受入れということについて、地元をはじめとする県民の皆様の御理解を頂くため、年明けに緊急開催をさせていただきたいと考えております。

その後、県内の市町村における震災瓦れきの受入れに関する検討状況なども踏まえまして、他の地域での対話の広場の開催についても、検討してまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

知事が先ほどもお話をなさってしまして、自ら県民に接して、直接県民の意見を聞くことは大変良いことだというふうに思うんですが、具体的な説明がされないし、思いだけでは住民の方も納得しない部分が私はあると思うんですね。県民が戸惑ってはいけないということもあって、その辺はどうしようと思っているのか。

例えば、知事の思いで国民が一つになって、救っていかなくちゃならないというのは、我々もだし、県民の方々もそう思っている方が多いと思うんですが、ある程度専門家を同行するなどして、専門的な意見も出る可能性もあるということもあるので、知事とそういう専門家が同行するなどして、安全であるというようなことを専門家の立場から、公的などところで言えるというような体制を整えながら、対話の広場を進めていく方がいいんじゃないかなと、こういうふうに思っているんですが、そこら辺の点はどうでしょうか。

資源循環課長

説明につきましては、安全性に関する国の考え方など、いろいろそういう解説なども織り交ぜて、関係の方々の理解を得られるようにしてまいりたいと思っております。

今、専門家というお話ですが、環境省では環境省の方の職員が出向いて説明もというようなお話もございますので、そういうようなお話も活用しながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

佐々木委員

環境省の職員、県の職員も皆さん熱心で、非常に勉強なさっているし、専門家と言えば専門家だと思うんですが、社会的に様々なそういう対応ができる県の職員等じゃない、公平公正な立場でいわゆる一般の学者というか、専門家、そういう人な

んかも一緒に同行していく必要があるんじゃないかなというふうに私自身考えております。

その上で、対話の広場に限らず、様々な観点から、県民理解を醸成していくというのが必要であると思いますが、先ほどの委員の質問にもありましたように、私はホームページなんかを使って、情報発信していくというのも私も必要だと思いますし、あと東京都の話なんかで、私たち公明党の県議団も、先ほどの討論で言っていましたけれども、12月5日に東京の臨海エコ・プラントを視察してまいりまして、そのとき東京都の方が言っていたのは、放射線量を測定したその結果を都のホームページに公表していくということもあって、瓦れきを受け入れたときには、様々な情報を様々な角度から県民が情報を共有できるような、そういう仕組みを県は整えていく必要があるんじゃないかなと思っていますが、その辺の公表体制とか、県民に対する周知みたいなものをどう考えているのか、お伺いします。

資源循環課長

現在、県と3市で処理方法等の検討という中には、そういう情報公開をどういうふうにやっていくかということも、検討の対象としていくというふうに考えておりますし、今、委員御質問の放射線量等の公表の在り方につきましても、県民の皆様の理解を得られるように検討してまいりたいというふうに思っております。

佐々木委員

検討じゃなくて、これはやってもらったらいいと思います。できないことじゃないと思いますので、その辺をそういうことをしっかりやらないと、住民の理解は得られないと思うので、対話の広場の現場に行って、皆さんにそういうものを受け入れていただくというからには、地域の皆さんのためにもそういうことをしていきたいと思いますが、いかがですか。

資源循環課長

放射性物質の放射線量等の測定データにつきましては、公表する方向でやっていきたいというふうなスタンスで調整してまいりたいと考えております。

佐々木委員

最後の方の質問ですけれども、もし分かればいいんですが、県内に有するこの最終処分場で受け入れる場合、可能容量、受入可能な容量、その辺がもし分かれば伺います。

資源循環課長

震災瓦れきを受け入れるという意味での測量というのは、なかなか把握しがたいのですが、一般的に県内にある一般廃棄物最終処分場では、現在のところ、残余容量は大体約12年程度ということになってございます。

佐々木委員

この今日の説明にもありましたとおりに、100ベクレル以下のものは放射性物質に汚染されたものとして取り扱う必要はないというふうに言っているわけですから、それも含めて、どのぐらい県が受入れできるのかということも視野に入れながら、様々な市町村と協議していったりしていくことが大事だと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと最後に、様々なとりわけ汚染環境ガイドラインなんかも環境省が出しているようですけれども、環境省とのこの協議なんかに、今後やっていく上で多岐にわたると思うんですが、どのようなことを想定しているのか、またそれらの工程表なんかがあれば最後にお聞きします。

資源循環課長

環境省との関係では、受け入れる対象の廃棄物、どういう種類の可燃性なのか、燃えないごみとか、あるいは費用負担がどういう形、どこまで見ていただけるのかとか、そういったものを環境省と検討をしながら、調整をしてまいりたいというふうに思っております。

工程表ということでございますが、現在のところ、できるだけ早く県と3市との調整の事項をまとめまして、環境省の方と調整をしてまいりたいというふうに考えているところでございまして、工程表という形でお示しできるものは現在のところございません。

佐々木委員

最後に、瓦れきの受入れについては、積極的に県内では県がリード役となって進めていただきたいと思いますし、国民として一つになろう、日本ということなので、早急にこの瓦れきの受入体制を整えていただきたいと思いますことを要望して、質疑を終わります。